

平成 21 年 4 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19610008
 研究課題名（和文） 法整備支援を通じた国家・国際社会秩序の形成プロセスに関する開発法学的研究
 研究課題名（英文） Law and Development Study of Legal Assistance for Promoting the International Social Order through Good Governance of the States
 研究代表者
 松尾 弘（MATSUO HIROSHI）
 慶應義塾大学・法務研究科・教授
 研究者番号：50229431

研究成果の概要：本研究は、法整備支援(legal assistance)の手法による国際協力が、国家秩序の構築を介して、平和的な国際社会秩序の形成にどのように寄与しうるか、それによって形成される国際社会秩序の内容がどのようなものとなりうるかについて、国際機関・政府・NGOを中心主体とする実際の法整備支援活動を分析しながら考察した。そのプロセスを題材にして、法制度改革と社会発展との関係に関する体系的理論の枠組みを試論的に提示し、国家における良い統治の構築が、地球的統治としての国際秩序の基盤になるという観点から、法整備支援の戦略的活用の意義を検証した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：良い統治，秩序，ガバナンス，法整備支援，開発法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 法整備支援活動は、これまで各々の国際機関や国家の政府がそれぞれのミッションや国益への適合性に基づき、実務主導で進められてきたことから、国内における良い統治の構築を通じた平和的な国際社会秩序の形成プロセスに関する体系的な理論分析はまだ未成熟であり、その個別的側面に関する断片的な研究にとどまっている。

(2) そのうち、注目すべき先行研究としては、西洋的・自由主義的な法秩序原理としての

「法の支配」の非西洋的・社会主義的国家への移植可能性を検証する B. Tamanaha の研究、かかる「法の支配」の普及の観点から、世銀(WB)の法整備支援戦略である「統治および公共部門改革」・「法および司法制度改革」の変遷を検証する D. Trubek の研究、ワシントン・コンセンサスに基づく主流派の法整備支援の形式的・画一的手法の限界を批判的に考察する A. Perry の研究、法整備支援における市場化支援と民主化支援との両立困難性とその原因を多民族国家の国内秩序構造

に求める A. Chua の研究，立憲民主制または良識ある政府をもつ秩序だった諸国の民衆からなる万国民衆の社会の形成可能性とそのため国家間に成立する援助義務の根拠と内容を考察する J. Rawls の研究，平和的な国際社会における「法の支配」の形成可能性に関する篠田英朗の研究等があった。(3) これらの先行研究では，国家における良い政府・良い統治，および国際社会における地球的統治の意味が明確に規定されていないこと，国内統治と国際社会の統治とがどのような連続性をもちうるかが解明されていないこと，その結果，途上国への法整備支援が，国際社会秩序の形成にどのように寄与しうるかが具体的に検証されていないことなどの問題が残されていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は，国家における良い政府・良い統治，および国際社会における地球的統治の意味を明らかにしたうえで，国内統治と国際社会の統治とがどのような連続性をもちうるかを分析し，途上国への法整備支援が，国際社会秩序の形成にどのように寄与しうるかを具体的に明らかにすることを目的とした。

(2) 法整備支援活動は，第二次大戦後，冷戦構造の深まりとともに，アメリカ，旧ソ連の対外援助政策の一環として拡大したが，東西冷戦構造の崩壊後は，社会主義国の市場化および開発途上国の民主化を中心課題として，新たな局面を迎えている。アメリカ国際開発庁(USAID)・世界銀行(WB)グループ・国際通貨基金(IMF)を中核とする法整備支援の主流派は，被支援国に対する支援条件として，貿易・投資の自由化，国営企業の民営化・規制緩和，財政支出の削減・緊縮財政等を求めるワシントン・コンセンサスに基づく開発政策を強力に推進する。しかし，安定した経済的秩序がいまだ確立していない途上国では，急進的な制度改革の結果，かえって国内秩序が混乱し，それが対外投資や為替相場にも波及し，アジア経済危機等へと波及したことは記憶に新しい。また，主流派は，途上国の政治的秩序に関しても，支援条件として民主化を強く求め，反民主的政府に対しては，経済制裁のみならず，直接的な軍事介入を行い，悪しき政府の解体，テロの撲滅等により，途上国の国内秩序および国際社会秩序の再構築を行おうとしている。しかし，アフガニスタン，イラク等の現状からも窺われるように，力による直接的介入は，異なる宗派や民族間の対立を深めて内戦状況をもたらし，一般市民の生命・財産にも深刻な打撃を与える一方，根本問題の解決には程遠く，国内および国際社会の平和的な政治秩序の構築手段としての限界を見せている。

(3) このような状況の中では，より間接的な手法ではあるが，法整備支援の方法を用いて，国内秩序としての良い政府(good government)・良い統治(good governance)を構築すべく，被支援国と支援国との法整備面での相互協力とフィードバックの関係を深め，そうした法整備協力のネットワークの形成を通じて，良い国家統治の連合からなる平和的な国際社会秩序としての地球的統治(global governance)の形成可能性と具体的プロセスを模索することに大きな意義がある。

3. 研究の方法

(1) まず，国際開発機関による法整備支援として，国連開発計画(UNDP)および経済協力開発機構(OECD)によるプロジェクトを，国際開発金融機関として，世界銀行(WB)グループと国際通貨基金(IMF)，地域の国際開発金融機関として，アジア開発銀行(ADB)，ヨーロッパ復興開発銀行(EBRD)，アフリカ開発銀行(AfDB)，米州開発銀行(IDB)，地域統合レベルの法整備支援として，ヨーロッパ連合(EU)によるプロジェクト，政府開発援助(ODA)による法整備支援として，アメリカ国際開発庁(USAID)，カナダ国際開発庁(CIDA)，ドイツ技術協力公社(GTZ)，イギリス国際開発局(DFID)，スウェーデン国際開発庁(SIDA)，日本の国際協力機構(JICA)および国際協力銀行(JBIC)によるプロジェクト，企業・NGOによる法整備支援への関与として，プライスウォーターハウスクーパーズ，ベリングポイント，アムネスティインターナショナル，コンサベーションインターナショナル，各国の弁護士会等を取り上げた。

(2) ついで，各々の主体による法整備支援プロジェクトの対象地域・組織，内容(プロジェクト目標・支援手法・人員・予算・期間)，国内社会(の個人・組織)に与えたインパクト，国外の個人・組織に与えたインパクトの各項目に分類し，分析成果を整理・比較した。

(3) 最後に，以上の実証的データに基づいて，法整備支援が国内社会秩序の形成を通じて，国際社会秩序の安定化に寄与しうるルートとしてどのようなパターンがありうるかを考察した。

4. 研究成果

(1) 国際機関による法整備支援プロジェクトは，国内秩序と国際秩序を貫通するグローバルな規範形成ネットワークの構築に寄与している。とりわけ，国連開発計画(UNDP)，経済協力開発機構(OECD)，世界銀行(WB)

グループ、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行(ADB)、ヨーロッパ復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、米州開発銀行(IDB)、ヨーロッパ連合(EU)の法整備支援活動が大きな影響を与えている。このうち、国連系列の組織の活動は、民主化に相対的な力点を置き、選挙活動、立法支援、政策形成支援を重視するとともに、他の国際機関、政府、NGO、民間企業との連携ネットワークをアレンジする結節点としての役割を模索している。また、国連事務総局直下に「法の支配」支援ユニットが設置され、規範形成ネットワークのさらなる強化に乗り出したことが注目される。他方、国際金融機関は、市場化に相対的な力点を置き、基本的な方向性としてはワシントン・コンセンサスに象徴される規範を浸透させる形での制度形成を目指している傾向が窺われる。もっとも、法分野間の順序づけやペースの調整に関しては方針のばらつきもみられる。さらに、地域機関は、政治的な理由から政府が介入しにくい分野において、より間接的な仕方で、ルール形成の調整機能を図っており、独自の存在意義を模索している。

(2) 政府・営利組織・NGO等による法整備支援が、国家秩序の構築を介して、平和的な国際社会秩序の形成にどのように寄与しうるか、それによって形成されうる国際社会秩序の内容がどのようなものとなりうるかについて、法整備支援プロジェクトの対象地域・組織、プロジェクトの目標・支援手法・実施体制・人員・予算・期間、支援の成果と問題点等を比較した。その結果、同じく政府開発援助(ODA)の枠組による法整備支援であっても、市場化支援と民主化支援、国益との関連づけ、上流部門と下流部門の重視などに多様性があり、それらが法整備支援の戦略の違いに大きく反映しており、その背景には、各国の民間企業の利害関係が大きな影響を与えており、自国法にできるだけ近い制度の移植をめぐる競争を誘発している例証が見出された。その一方で、法の支配の研究・普及・情報交流等を目的とするNGOが顕著に増加し、しばしば国連総会や国連開発計画等の国連機関の活動との密接な連携の下で、法整備支援を通じた法の支配の浸透に積極的に乗り出しており、そうした活動を通じて、より協益的観点からの法整備協力活動が広まりつつあることも事実である。もっとも、これらの国際NGOと各国政府との連携はまだ本格的に推進されていない。しかし、国際機関、政府、NGO等による法整備支援は被支援国の国内法形成に直接・間接の影響を与え始めており、国内法の

部分的共通化による万国法(law of nations)または世界法(world law)の性格をもつルールの部分的形成の萌芽も見出される。このことは、各国間の法整備協力を通じた国内秩序の形成が、国際秩序づくりの中心手法の一つにもなりうる可能性を示唆している。

(3) 以上の考察の結果、法整備支援が国内秩序の形成に与えるインパクトの態様・程度・プロセスは極めて多様であることが確認される。それは、各国の歴史的経緯、とりわけ植民地支配を受けた経験の有無とその内容、政治体制、産業の形態、経済の発展度、国民教育の状況、公務員の人材・能力等の前提条件の相違によって影響を受けている。

(4) 国内秩序の不安定化・崩壊が国際関係に与える影響は、難民、テロ、通商、通信、金融、環境等の側面で比較的早期に現れる一方、国内秩序の改善・安定化が国際関係の安定・維持に与える影響は、徐々に顕在化することが多い。その際、多様な直接・間接要因自体が相互に複雑に影響し合う結果、国内秩序の安定化が国際関係に与えるパターンも、極めて多様になる。

(5) 国際社会秩序を構築するために、国際協力の一手法としての法整備支援を活用するためには、国内秩序における良い統治の構築を目標にして、被支援国の歴史的経緯、政治体制、産業の形態、経済の発展度、国民教育の状況、公務員の人材・能力等の前提条件の相違に従い、テーラーメイドのプログラムを策定し、より計画的・体系的・段階的に法整備を推進する必要がある。その際には、民事・刑事の実体的・手続的ルールの整備、それを運用する政府の組織や公務員の能力養成、市場や企業の設立支援と育成、市民社会の活動を徐々に自由化し、活性化させるための方策を、相互のバランスに注意しながら、同時並行で実施することが肝要である。そうでないと、法整備が表面的なものにとどまり、具体化しないばかりか、かえって社会秩序を不安定させる要因にすらなりうるからである。

(6) 国家の良い統治の構築を通じた国内秩序の安定化と、国際秩序における地球的統治とが連続性をもつ結果、グローバル化の進展の中で国際社会がより共同体的なものへ向けて、徐々にではなるが変質しつつあるかどうかは、さらに今後の研究を要する。しかし、そのプロセスの動きとスピードは、国内秩序の構築を目指した法改革により、国家法の部分的共通化という現象によって顕著な影響を受ける可能性も看守される。

(7) その結果、法整備支援は、軍事力による安全保障の限界が露呈する国際状況の中で、国際的な平和構築のための、もう一つの

方法として極めて有力である。その潜在力を発揮させるためには、法整備支援を国家の対外的戦略の支柱の一つに据え、東アジア共同体という地域の秩序の構築をも足掛かりにしながら、地球的統治の構築手段として、真正面から、自覚的に意義づけることが有用である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計24件)

Hiroshi Matsuo, Nyo Nyo Thinn, From Crisis to Opportunity: Prospect for Legal Cooperation in Myanmar, 275-297頁, 2009, 査読無

松尾弘, 「法の支配」をめぐる国際的動向と「法の支配ユビキタス世界」への展望, 慶應法学, 12号, 221-260頁, 2009, 査読無

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(24), 法学セミナー, 645号, 72-77頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(23), 法学セミナー, 644号, 78-82頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(22), 法学セミナー, 643号, 64-68頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(21), 法学セミナー, 642号, 60-64頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(20), 法学セミナー, 641号, 66-70頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(19), 法学セミナー, 640号, 102-106頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(18), 法学セミナー, 639号, 74-78頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(17), 法学セミナー, 638号, 84-88頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(16), 法学セミナー, 637号, 74-78頁,

2008, 査読有

松尾弘, 開発法学の根本問題 法の支配と良い統治の関係を中心に, Law & Practice, 2号, 1-40頁, 2008, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(15), 法学セミナー, 636号, 74-78頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(14), 法学セミナー, 635号, 62-66頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(13), 法学セミナー, 634号, 68-72頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(12), 法学セミナー, 633号, 66-70頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(11), 法学セミナー, 632号, 71-75頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(10), 法学セミナー, 631号, 68-72頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(9), 法学セミナー, 630号, 66-70頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(8), 法学セミナー, 629号, 70-74頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(7), 法学セミナー, 628号, 76-80頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(6), 法学セミナー, 627号, 56-60頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(5), 法学セミナー, 626号, 60-64頁, 2007, 査読有

松尾弘, 開発法学への招待: 「法と開発」(Law and Development)の理論と実践(4), 法学セミナー, 625号, 54-58頁, 2007, 査読有

[学会発表](計4件)

松尾弘, 「法の支配」をめぐる国際的動向の進展と法整備支援戦略, 「法整備支援戦略の研究」全体会議, 2008年12月14日, 名古屋

屋大学

Hiroshi Matsuo, The Use of Codification and Piecemeal Legislation for the Rule of Law Promotion, The Third Meeting of the Hague Rule of Law Network, 2008年4月18日, Lange Voorhout, The Hague, Netherland

松尾弘, 「法の支配」をめぐる国際的動向と法整備支援戦略, 「法整備支援戦略の研究」全体会議, 2008年1月27日, 名古屋大学

Hiroshi Matsuo, May the Rule of Law Be Flexible to Get Good Governance?, International Symposium: "Rule of Law on the International Agenda: Policy, Politics and Morality," 2007年6月15日, ウメオ大学, スウェーデン

〔図書〕(計2件)

松尾弘, 良い統治と法の支配: 開発法学の挑戦, 日本評論社, 2009年, 近刊

松尾弘, 法整備支援をめぐる国際情勢と開発法学, 法務省法務総合研究所国際協力部, 2009年3月, 196頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松尾 弘 (MATSUO HIROSHI)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号: 50229431